

令和8年鉾田市農業委員会4月定例総会議事録

| 日 時 | 令和8年4月24日（金）午後2時00分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|-----|-------|----|-----|----|----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|---|-----|------|---|----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|---|-----|------|---|----|-------|---|-----|-------|---|----|------|---|-----|-------|---|----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|------|---|
| 場 所 | 福祉事務所 2階 会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出欠状況 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>箕輪 秀克</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>伊藤美智男</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>荒野 信寿</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>井川 栄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>村上 勝信</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>本沢 千代</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>菅谷 卓司</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>齊藤 新一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>関根 薫</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>長峰 克巳</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>梶間 幸一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>山口 陽一</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>石田 一博</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>山口 正重</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小室 満</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 氏 名 | 出欠 | 番号 | 氏 名 | 出欠 | 1番 | 箕輪 秀克 | 出 | 13番 | 海老原康廣 | 出 | 2番 | 伊藤美智男 | 出 | 14番 | 草野 克信 | 出 | 3番 | 荒野 信寿 | 出 | 15番 | 井川 栄 | 出 | 4番 | 大貫 修一 | 出 | 16番 | 城田 俊男 | 出 | 5番 | 村上 勝信 | 出 | 17番 | 本沢 千代 | 出 | 6番 | 飯岡 政一 | 出 | 18番 | 永井 司 | 出 | 7番 | 菅谷 卓司 | 出 | 19番 | 齊藤 新一 | 出 | 8番 | 関根 薫 | 出 | 20番 | 長峰 克巳 | 出 | 9番 | 箕輪美代子 | 出 | 21番 | 梶間 幸一 | 出 | 10番 | 山口 陽一 | 出 | 22番 | 菅谷 美尚 | 出 | 11番 | 石田 一博 | 出 | 23番 | 山口 正重 | 出 | 12番 | 菅谷 幸子 | 出 | 24番 | 小室 満 | 出 |
| 番号 | 氏 名 | 出欠 | 番号 | 氏 名 | 出欠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1番 | 箕輪 秀克 | 出 | 13番 | 海老原康廣 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2番 | 伊藤美智男 | 出 | 14番 | 草野 克信 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3番 | 荒野 信寿 | 出 | 15番 | 井川 栄 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4番 | 大貫 修一 | 出 | 16番 | 城田 俊男 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5番 | 村上 勝信 | 出 | 17番 | 本沢 千代 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6番 | 飯岡 政一 | 出 | 18番 | 永井 司 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7番 | 菅谷 卓司 | 出 | 19番 | 齊藤 新一 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8番 | 関根 薫 | 出 | 20番 | 長峰 克巳 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9番 | 箕輪美代子 | 出 | 21番 | 梶間 幸一 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10番 | 山口 陽一 | 出 | 22番 | 菅谷 美尚 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11番 | 石田 一博 | 出 | 23番 | 山口 正重 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12番 | 菅谷 幸子 | 出 | 24番 | 小室 満 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 局 | 花塚局長 日下部局長補佐兼係長 三島係長 田口主事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 長 | 6番 飯岡政一（会長） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議事録署名人 | 4番 大貫修一 5番 村上勝信 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書 記 | 日下部局長補佐兼係長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 題 | <p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 6 号 鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について</p> <p>報告第 1 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| | <p style="text-align: center;">利移動届出について 報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請 に対する許可処分について 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについ て</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局長 定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。</p> <p>会長 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうも皆さん、こんにちは。最近、暑い日が続きましたけれども、今日は非常に寒くなりました。ちょうど背広でいいあんばいの気候になりました。</p> <p>ジャガイモのほうも、畑へ行くとかかなり新芽が出て、今年収穫は心配いらいないような、そういう苗のほうも見受けられます。サツマイモのほうも苗が植えられてきているような状況でございます。これから、田んぼのほうも忙しくなって、今いろいろな田んぼの水の点検も終わって、水揚げも急ピッチで進んでいると思います。</p> <p>その中で、アメリカがイランに仕掛けた戦争、これが長引いておりますので、我々日本も非常に打撃を受けて、国のほうとしては 300 日分近い油が確保できているなんて言っていますけれども、それ以上続いていた場合にはどうなるのかなと思っておりますけれども、アメリカのほうからも仕入れるような、そんな話も聞いております。</p> <p>銚田市でもこれからいろいろな収穫時期に入ってきております。メロンのほうも値段が去年と横ばいということで、やはり油がこれだけ高くなって、農産物の値段が去年と同じということは、ちょっともう少し値段を上げたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、何せ生産者は自分で自分の作ったものの値段を決められない、これが非常に辛いことではございますけれども、それなりに皆さんも協力して、よりよいものを作って、皆さんにおいしくいただいてもらい、それで知名度を上げるようなこういう形で頑張してほしいと思います。</p> <p>いろいろ農業においても、やはりそういったものを目指しながら皆さん頑張っておると思っておりますので、これからもひとつそういう点</p> |
|--|---|

| | |
|------|--|
| | <p>で優良な畑を優良な状態で守っていただいて、少しでも耕作放棄地がなくなるように私たち農業委員のほうも頑張っていければいいなと思っておりますので、引き続き皆さんで協力しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>今日も一日いろいろ案件あると思いますが、慎重審議よろしくお願いたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。会議録署名人に、4番 大貫修一 委員、5番 村上勝信 委員の両名を指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部局長補佐をご指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>これより議事に入ります。</p> |

| | |
|---------|---|
| | (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について) |
| 議長 | 議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。 |
| 議長 | 番号1番から番号14番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 番号1番から番号14番までご説明いたします。申請件数につきましては14件, 地目, 田13筆, 畑32筆, 計45筆。面積は10万7,509平方メートルでございます。契約内容につきましては, 売買11件, 贈与3件となっております。いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 |
| 議長 | それでは, 番号1番について地元委員の説明を求めます。 |
| 荒野信寿委員 | 3番, 荒野です。申請番号1番につきましてご説明申し上げます。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, ■■■■でございます。このたび, ■■■■さんが農業経営規模拡大に伴いまして, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんはサツマイモを中心とした農家でございます。経営面積も1ヘクタールでございます。 以上のような理由から, 譲受人は農作業に従事しておりまして, 取得後も耕作農業事業を行うと認められ, 地域の調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 |
| 議長 | 続きまして, 番号2番から番号5番について地元委員の説明を求めます。 |
| 海老原康廣委員 | 13番, 海老原です。番号2番についてご説明いたします。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, ■■■■ |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>草野克信委員</p> | <p>■があり、このたび、■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、サツマイモ、ニンジンなどを中心とした農家であります。何ら問題ないと思われまので、つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>つきまして、番号3番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、■があり、■土地を■さんが譲り受け、経営規模拡大をしたいということで、円満に売買契約がまとまったそうです。■さんは、ジャガイモ、サツマイモを中心とした農家です。何ら問題ないと思われまので、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>つきまして、番号4番についてご説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは■であり、今回、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、米、サツマイモを中心とした農家です。何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>つきまして、番号5番についてご説明いたします。譲受人、■さんと■さんは、■でございます。■から■への農地の譲渡です。何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>つきまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>14番、草野です。6番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、■さんが■に20年前、■の経営を始めてからの■です。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったそうです。■さんは、■と農業を両立しており、経営面積も200アール以上あり、ジャガイモ、サツマイモなどを作付し、申請地はショウガを作付するそうです。</p> <p>なお、■在住ですので、去る13日に事務局と私で現地調査をし、■地内にある倉庫内でトラクターほか数多くの農機具を確認いたしました。</p> <p>以上のような理由から権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
|--------------------------|---|

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> |
| 城田俊男委員 | <p>16番、城田です。7番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■さんが約10年ほど前から■■■として■■■で生産していましたが、■■■さんより売買の話があり、円満にまとまったということです。■■■さんは、米、ニンジン、サツマイモを中心とした農家です。家族4名と実習生1人の計5名にて、経営規模拡大のため、申請地を取得したいとのことです。</p> <p>以上の理由から農作業も常時300日以上しており、下限面積要件、調和要件においても支障はないと考えます。許可要件においても問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> |
| 菅谷幸子委員 | <p>12番、菅谷です。8番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは、■■■さんの知り合いの紹介で、■■■さんの規模拡大ということで売買が成立したとのことです。■■■さんは、サツマイモを中心とした農家で、取得後も耕作が認められ、問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p> |
| 永井司委員 | <p>18番、永井です。9番について説明いたします。</p> <p>譲受人の■■■さんは、自宅近くの土地を欲しいということで、このたび、売買がまとまったそうでございます。■■■さんは、ただいま勤めておりまして、農作業ができないため、農地を処分するということでございます。■■■さんは、葉物を中心として農家を営んでおりますが、何ら問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> |
| 菅谷美尚委員 | <p>22番、菅谷です。10番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■■さんは、譲受人、■■■■さんの■■■に当たります。昨年、■■■さんの■■■が■■■、■■■さんは家族で農業を継ぐということになったそうです。そして、■■■から少しずつ農地を継承していき、農家をそのまま続けたいとのことです。■■■さんは、ネギ、ソラマメを中心とした作付を行っていて、これから</p> |

| | |
|--|--|
| 議 長 | <p>(分かりましたの声あり)</p> <p>そのほかどうでしょうか、質疑のほうは。</p> |
| 議 長 | <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号14番について申請どおり許可と決定すること で、ご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番から番号14番を申請どおり許可 と決定いたします。</p> |
| <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許 可について)</p> | |
| 議 長 | <p>続きます。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可 について」を議題といたします。</p> |
| 議 長 | <p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> |
| 事 務 局 | <p>番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、 畑、面積24平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX。転用施設、農業用倉庫、238.04平方メートル。事由、 現在利用している農業用倉庫が隣接する農地に越境していたため 是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されている ため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査 意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>伊藤美智男委員</p> <p>議 長</p> | <p>2番, 伊藤です。申請番号1番について報告いたします。</p> <p>去る4月15日に1番, 箕輪委員, 3番, 荒野委員, 2番, 伊藤と事務局で現地調査を行いました。場所については地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 農業用施設を整備し, 使用するため, 例外的に許可できるものであり, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p> <p>それでは, 地元委員の説明を求めます。</p> |
| <p>海老原康廣委員</p> <p>議 長</p> | <p>13番, 海老原です。番号1番についてご説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。ただいま現地調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は, 地図1ページの左側です。[]より[]側, []の近くに位置します。現在利用している農業用倉庫が, 隣接農地に越境しているため, 是正したいとのことです。始末書を添付しております。何ら問題ないと思われまますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>農業をやりたいということで、このたびの申請でございます。よろしく審議お願いしたいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。</p> |
| 大貫修一委員 | <p>地図の説明をお願いします。</p> |
| 永井司委員 | <p>地図の説明、1ページの右側になります。■■■■■を約800メートルから1キロくらい中に入った場所でございます。この大きく開けてある農地が、道路を挟んで両方にある■■■さんの土地でありまして、そこの脇に自己住宅を建てたいということでございます。よろしく審議をお願いしたいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 事 務 局 | <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> |
| 事 務 局 | <p>番号2番、権利、贈与。申請地、■■■■■、地目、畑、面積496平方メートル。譲受人、■■■■■。譲渡人、■■■■■。転用施設、自己住宅、125.87平方メートル。事由、将来、親の介護を考え、■■■■■の申請地を譲り受けて、自己住宅を新築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>す。 以上でございます。</p> |
| <p>箕輪秀克委員</p> | <p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>1番、箕輪です。2番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる位置環境であり、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>永井司委員</p> | <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、永井です。2番について説明いたします。 場所は、2ページの左側になります。この場所は、 から2キロぐらいまで入った がある隣になります。その土地に全部でなく、3分の1ぐらいの面積に自己住宅を建築したいということで申請でございます。現在は しておりますが、 を機に、ここに自己住宅を建築したいという申請でございますので、よろしく審議お願いしたいと思っております。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>番号3番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, 田, 面積213平方メートル。譲受人, [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED]。転用施設, 駐車場, 213平方メートル。事由, [REDACTED]を営んでおりますが, 現在利用している駐車場が手狭なため, 申請地を譲り受けて新たな駐車場を整備したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。なお, 地元委員も兼ねておりますので, 続けてお願いいたします。</p> |
| <p>荒野信寿委員</p> | <p>3番, 荒野です。3番についてご報告申し上げます。</p> <p>場所につきましては, 地図2ページの右側の位置にあります。詳細については, 後ほど私, 地元委員で説明申し上げます。</p> <p>申請地につきましては, 都市計画区域内, 第1種住居地域にありまして, 農地区分につきましては第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p> <p>続きまして, 地元委員ということでご説明申し上げます。現地調査員さん, ご苦労さまでございました。番号3についてご説明いたします。</p> <p>申請地は, 地図2ページの右側でございます。[REDACTED]であります。[REDACTED]交差点, [REDACTED]側にありまして, [REDACTED]から約100メートル南に下がった位置で, 申請人であります[REDACTED]さんが[REDACTED]をしています, [REDACTED]の隣接地に当たるところでございます。申請人, [REDACTED]さんと所有者の[REDACTED]さんは[REDACTED]でございます。このたび, [REDACTED]さんから申請地を譲り受けまして, 現在使用している駐車場が手狭ということでございますので, 駐車場の整備をしたいということで申請がございました。問題ない案件と思われまますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませ</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議 長 | んか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。 |
| 議 長 事 務 局 | 続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,606平方メートル。同じく、[REDACTED]、地目、畑、面積,3,375平方メートル、計2筆、4,981平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。[REDACTED]。転用施設、倉庫兼事務所・駐車場・車両転回広場、1,328.60平方メートル。事由、現在利用している倉庫が老朽化しているため、申請地を譲り受けて倉庫兼事務所及び駐車場として利用したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 |
| 議 長 荒野信寿委員 | それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 3番、荒野です。4番についてご報告申し上げます。 場所につきましては、地図3ページの左側の位置であります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にございますが、集落に接続して設置されている施設として例外的に許可できるものであると思われま。農地区分につきましては、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。 |
| 議 長 海老原康廣委員 | それでは、地元委員の説明を求めます。 13番、海老原です。番号4番についてご説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。ただいま現地調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は、地図3ページ、左側です。[REDACTED]、[REDACTED]から[REDACTED]方向に向かって1.5キロくらい行ったところの十字路の右側の位置になります。現在 |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>利用している倉庫が老朽化しているため、申請地を譲り受けて、倉庫兼事務所及び駐車場として利用したいとのことです。問題ない案件だと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可相当と認めることで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。</p> <p>(議案第4号 現況証明書の交付について)</p> |
| 議 | 長 | <p>続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> |
| 事 務 局 | | <p>番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積2,591平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX。 XXXXXXXXXX。変更年月日、平成17年11月8日以前、確認年月日、令和8年4月15日、非農地証明となります。 以上でございます。</p> |
| 議 | 長 | <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> |
| 伊藤美智男委員 | | <p>2番、伊藤です。申請番号1番について報告いたします。 場所については、地図3ページの右側の位置です。詳細につきま</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>続きますして、議案第5号 「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 | <p>農用地利用集積等促進計画（案）意見を求められています。申請につきましては17件、筆数は34筆で、合計面積は8万4,632平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和8年4月24日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なしの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">（議案第6号 銚田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について）</p> |
| 議 長 | <p>続きますして、議案第6号 「銚田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について」を議題といたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局に説明させます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>令和8年4月10日付で銚田市長より、銚田市農業振興地域整備促進協議会委員の任期満了に伴う委員の選任について依頼がありました。選任の人数であります、3名であります。任期は2年となっております。これまで、銚田地区は大貫修一委員、旭地区は井川栄委員、大洋地区は菅谷美尚委員の3名が選出されておりました。各地区1名なので、地区ごとに集まっていた、選出いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>決まり次第、教えていただきたいと思っております。</p> |
| 議長 | <p>それでは、ここで暫時休憩といたします。10分程度を目安に取りまとめいただきたいと思っておりますが、お願いいたします。</p> <p>休憩 午後2時45分</p> <p>再開 午後2時50分</p> |
| 議長 | <p>それでは、休憩前に引き続き再開いたします。</p> <p>協議結果について事務局より報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告させていただきます。銚田地区、19番、齋藤新一委員、旭地区、21番、梶間幸一委員、大洋地区、22番、菅谷美尚委員ということで報告を受けました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。19番、齋藤新一委員、21番、梶間幸一委員、22番、菅谷美尚委員、以上の3名を銚田市農業振興地域整備促進協議会委員に選任することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、19番、齋藤新一委員、21番、梶間幸一委員、22番、菅谷美尚委員の3名を銚田市農業振興地域整備促進協議会委員に選任することにいたします。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p> <p>議長 続きます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 4件の届出がございました。21筆で面積は2万9,868平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)</p> <p>議長 続きます。報告第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 4件の許可処分を行っています。全て公売落札によるものとなっております。以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)</p> |
|--|---|

